

京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者の経営の安定及び成長発展を図るため、自らの強みである知的資産を経営に積極的に活用している中小企業者を府が認証し、当該中小企業者が社会的に評価される制度を創設することにより、中小企業者の自主的な取組を促し、もって企業価値や競争力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合で、府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は事業所において継続して事業を実施するものをいう。

2 この要綱において「知的資産」とは、中小企業者が自ら保有する知的財産権や技術、ノウハウ、人材、顧客ネットワーク、ブランド等の企業価値の源泉となる無形の経営資源をいう。

3 この要綱において「知恵の経営」とは、知的資産を活かし経営の安定及び成長発展を図ろうとする経営活動をいう。

(認証制度)

第3条 知事は、別に定める認証基準に適合する中小企業者を「京都府認証『知恵の経営』実践モデル企業」(以下「モデル企業」という。)として認証し、公表する。

(認証審査の申請)

第4条 前条の認証を受けようとする中小企業者(以下「申請者」という。)は、認証審査申請書(別記第1号様式)に知恵の経営報告書(自ら保有する知的資産について説明し、これを活用し展開しようとする知恵の経営について、その構想を示すレポートをいう。)及び次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 京都府内において事務所又は事業所を設置し、継続して事業を実施する中小企業者であることが判るもの

(審査)

第5条 知事は、前条の認証の申請があった場合、申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の審査を行い、その結果について「京都府知恵の経営評価委員会」(以下「評価委員会」という。)に諮るものとする。

(認証)

第 6 条 知事は、評価委員会の意見を聞き、当該企業が、認証基準に適合するものであると認めるときは、モデル企業として認証をするものとする。ただし、申請書等の内容が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがある場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の規定により当該企業を認証した場合は、申請者に認証書を交付する。

3 認証の有効期間は、認証の日から 2 年間とし、引き続き認証の更新を受けようとする場合は、改めて申請を行うものとする。

(認証企業への優遇措置)

第 7 条 府は、次に掲げる措置等によりモデル企業への優遇措置に努めることとする。

- (1) 認証マークの使用許可
- (2) 京都企業創造ファンドによる助成
- (3) 京都府制度融資取扱金融機関による融資
- (4) 「知恵の経営」を実践するモデル企業であることの広報
- (5) 関連情報の優先的提供

(変更の届出)

第 8 条 モデル企業は次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに、変更届出書（別記第 2 号様式）により、府へ届け出なければならない。

- (1) 中小企業者の名称
- (2) 代表者
- (3) 本社又は事務所等の所在地
- (4) 電話番号等の連絡先
- (5) 資本金の額
- (6) その他知事が届出が必要であると認める事項

(認証の取消し)

第 9 条 知事は、モデル企業が法令に違反したとき及びその他モデル企業として適当でなくなると認められるときは、評価委員会に報告の上、認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しを行うときは、モデル企業に対し、認証取消通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、当該中小企業者は速やかに認証書を知事に返納するとともに、認証マークの使用を中止しなければならない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、商工労働観光部ものづくり振興課及び京都府知的財産総合サポートセンターにおいて所掌する。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。